

## 専門家との連携 (vol.2)

～スクールソーシャルワーカー (SSW) ～

広島市教育委員会生徒指導課

生徒指導上の諸課題の解決に向けて、専門家との連携が必要な場合があります。各専門家の役割を把握することが、連携の第一歩であり、より効果的な学校と専門家の連携につながります。

今回は、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーについてです。

### 福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカー (以下、SSW)

SSWは、社会福祉士や精神保健福祉士などの資格を持つ「福祉の専門家」で、児童生徒を環境面からサポートします。家庭の経済的困窮や衛生面の課題、保護者の心身健康上の課題など、学校だけでは解決が困難な事案に対して、家庭を支援するための専門的助言・援助をします。

#### SSWの役割

SSWは、問題を抱えている児童生徒の家庭等への働きかけや具体的な支援を行います。支援にあたって、学校内のチームの支援体制を整えるとともに、関係機関や地域とのネットワークの構築・連携・調整を行います。

また、保護者への相談対応、教職員等に対する助言や、その他必要な情報提供・支援も行います。教職員等への研修活動への参画も役割の一つです。

### SSWの具体的な活動及び、SSWと連携する際の学校の留意点

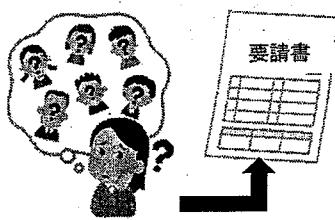
#### 課題の解消に向けた SSWの具体的な活動と支援の流れ

①情報収集・課題の発見と整理 (B:ベーシックアセスメント)	学校から要請があったケースについて、教職員や関係機関から情報を集めます。そこで得た情報から、なぜこのような状態に至っているのかをアセスメントし、適切な援助につなぐために情報の整理をします。 ※学校は、SSWに伝えるための情報を整理します。
②支援方針・方法等を検討 (P:プランニング)	SSWと学校は、ケース会議や関係者会議を開催し、参加者が「児童生徒の最善の利益のためにどうすればいいのか」という視点で、ケースにあった支援方針と方法を考え、役割分担をします。 ※学校は、事前に課題点や相談内容等を整理しておきます。
③具体的な支援の実践 (D:援助の実施)	参加者が共通認識のもと自らの役割を実行します。SSWと学校は、得られた情報を集約しつつ、全体の流れを把握していきます。
④支援の評価・分析 (C:チェック)	ケース会議や関係者会議で、参加者は行った支援の結果を評価し、見直しをします。ケースが好転した場合は、終結を検討します。
⑤再アセスメント (A:改善)	状況が好転しない場合は、SSWと学校、関係機関等が再度情報収集を行い、課題を整理します。

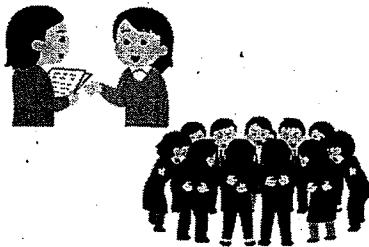
## POINT! (SSWと連携する際の学校の留意点)

### ○ スクールソーシャルワークにおける学校とSSWとの連携

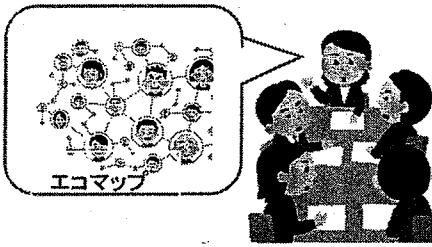
#### 「派遣要請書」の提出



#### 校内チーム支援体制の構築



#### 関係機関とのケース会議の開催



#### POINT!

- 課題を抱える児童生徒や保護者への支援を考える中で、関係機関や地域の社会資源と繋げる必要性があると判断したときや、家庭での課題が児童生徒の支援に影響を与えてると思われるときに、「SSW派遣要請書」を教育委員会に提出する。
- 児童生徒の状況は毎年変わるため、派遣要請書は年度ごとに提出する。

#### POINT!

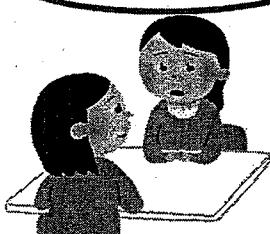
- 派遣されたSSWに、学校がこれまで行ってきた支援や、家庭が抱えている課題を伝える。
- SSWに支援を任せるのではなく、校内チームの一員として一緒に支援を進める。
- 学校とSSWとの連携の窓口となるキーパーソンを決定する。
- 誰が何をするのが役割分担をする。

#### POINT!

- 連携する関係機関の専門性や役割、相互の立場を理解した上で、協同して解決にあたる。
- 事前に学校としての取組の方針、連携の目的及び具体的な支援内容を考えたうえで、参加者と相談し連携する。
- 必要に応じて、定期的に実施する。その際は、次回開催日や参加機関がいつまでに何をやるのかなどを確認する。

### ○ 保護者の相談対応や関係機関等との連携

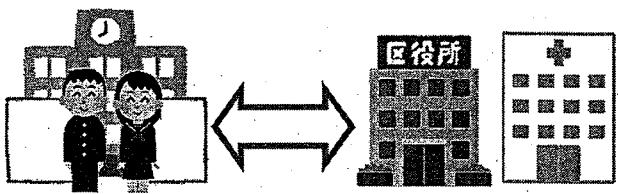
#### 保護者への相談対応



#### 関係機関等との連携

学校

関係機関



#### POINT!!

- 管理職、関係教職員、SSWは、保護者との相談の必要性や内容について十分に協議する。その後、時間、場所、内容などについては、保護者の了解を得る。
- 必要に応じて、SSWだけでなく、関係教職員も参加する。(最終的には、教職員と保護者が繋がることが必要)
- SSWに家庭訪問を依頼する際は、必要に応じて教職員が同行するようにする。

#### POINT!

- 学校は、児童生徒の最善の利益のために、児童生徒及び保護者が、どの関係機関からの支援が必要なのか、SSWの助言や情報提供をもとに検討・判断する。
- 関係機関を訪問する際は、必要に応じてSSWに同行してもらう。
- 学校がするべきことと、SSWに依頼することについて内容を確認しておく。

### ○以下のような活動は学校が主体となって行ってください。

- 児童相談所への虐待通告
- 所在不明や長期間会えていない児童生徒の現認
- 諸費の徴収
- 児童生徒の進路指導に関わる手続きなど